



伊丹市地域子育てバックアップ事業

Q. 地域子育てバックアップ事業とは？



地域における創意工夫ある子育て支援の取り組みを促進するため、市内で地域と一体となって自主的に子育て支援活動に取り組む団体からの申請により、その活動に係る経費の一部を補助するものです。



たとえば、次のような事業が補助の対象になります。

子育て交流事業

【対象】 就学前児童と保護者が広く交流できる場を提供し、子育てに関する情報交換や相談などを原則として週1回以上継続的に実施。
【補助金】 参加した子ども1人につき月額800円

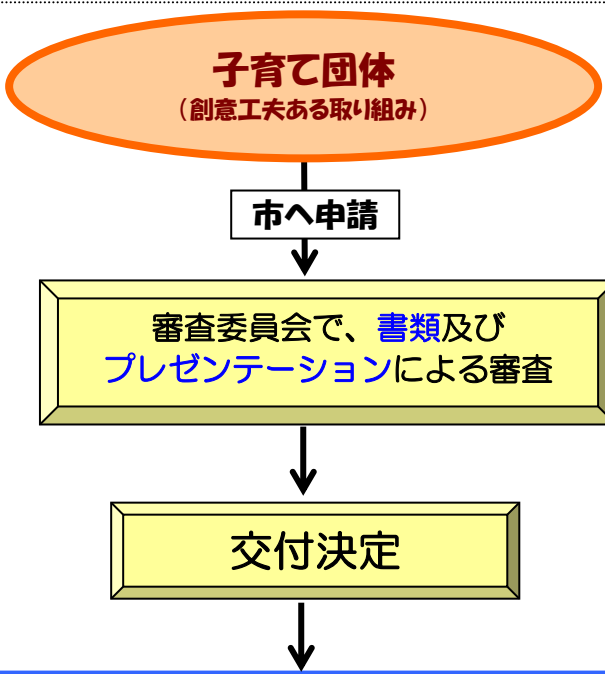
協同保育事業

【対象】 就学前児童を対象に、保育士など有資格者を配置して、参加幼児の保護者が当番制により合同で保育する事業を原則として週2回以上継続的に実施。
【補助金】 保育対象の子ども1人につき月額800円

その他事業

【対象】 就学前児童を対象として地域において創意工夫ある多様な子育て支援活動を自主的に実施し、市長が適当と認めた事業。
【補助金】 対象経費の1/3を超えない額

※参加者から利用料金を得て事業を実施した場合は、事業に要した経費から利用料収入を差し引いた額が補助対象となります。また、団体運営に必要な事務経費として2,000円に活動月数を乗じて得た額を補助金として交付します。ただし、予算の範囲内で、1年度1団体につき50万円を限度とします。



地域での子育て活動で面白いアイデアがあるんだけど...



必要書類を市子育て支援課まで直接提出してください。
注) 申請前に事前にご連絡ください。



- ・ 事業に要する費用の一部が補助されます。
- ・ 活動報告会を開催し、団体相互の交流を深めます。

* 事業の詳細については、市HP「伊丹市地域子育てバックアップ事業」をご覧ください。



【申請窓口】

市役所 2 階こども未来応援課
直接申請書類を提出してください。
(郵送での受付はできません。)

【補助金交付申請に必要な書類】

- ① 様式第 1 号(伊丹市地域子育てバックアップ事業補助金交付申請書)
- ② 別紙 1(団体調書)
- ③ 別紙 2(事業計画書)
- ④ 別紙 3(収支予算書)
- ⑤ 別紙 4(団体構成員(スタッフ)名簿)
- ⑥ 団体規約(各団体でご準備ください。)

① ～⑤の様式は、市役所 2 階こども未来応援課に募集期間中常備しております。
また、市HPからダウンロードすることもできます。

**【募集期間】**

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 5 月 29 日(金)まで

【審査方法】

書類審査及びプレゼンテーションによる審査。
審査委員会による審査を経て、市長が適当と認めた団体事業が補助対象となります。

【補助金の交付方法】

補助金交付対象団体は、年 4 回(7 月、10 月、1 月、)の各月の 10 日までに 3 月については事業完了後 10 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに必要書類を添えて、市長に請求します。交付決定後、団体の代表者の銀行口座に振り込みます。

<連絡先> 伊丹市教育委員会事務局こども未来部こども未来応援課
〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
TEL 072-764-7711 , FAX 072-780-3527